

平成 27 年 10 月 2 日

各位

会 社 名 株式会社小僧寿し 代表者名 代表取締役社長 磯村 明彦 (JASDAQコード:9973) 問合せ先 取締役財務経理部長 片野 裕之 (電話番号 03-6226-4400)

調査委員会設置に関するお知らせ

この度、当社におきまして、不適切な会計処理が行われた可能性があることが判明し、事実関係の詳細および経緯などの調査を厳格に行うことを目的として、下記の通り外部の専門家を含む「調査委員会」を設置することを決定致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 不適切な会計処理が行われた可能性が判明した経緯

当社における、平成 27 年 6 月度および 7 月度の月次処理の過程において、商品仕入高に 異常な変動が認められたため、取引業者からの仕入金額について調査を行ったところ、一部 の取引業者との仕入取引において、取引先より当社に出向していた者が架空取引による不適 切な仕入高の計上および支払処理を行っていた可能性があり、その影響が平成 25 年 10 月か ら平成 27 年 5 月までの複数年に及んでいることが判明しました。

2. 当社業績に与える影響、および今後の対応

本件における被害額は、現在も詳細を調査中でありますが、複数年累計で約 8,000 万円と推定しております。なお、本件による損益に与える影響額につきましては、過年度および当期において既に問題となっている仕入金額が売上原価に計上されておりますので、新たな損失額の発生はないものと思われます。

但し、本件の全容解明にはなお時間を要するものと思われますので、下記調査委員会による調査結果を踏まえ、影響額等の詳細が判明次第、速やかにお知らせ致します。

また、本件の影響が複数年に及んでいることから、過年度の決算における決算訂正等の手続きが必要であると判明した場合には、速やかに訂正処理を実施致します。

3. 調査委員会設置の経緯

当社は、今回の不適切な会計処理が行われた可能性が発覚した直後から、当社監査役3名 (楠原常勤監査役、藤戸社外監査役、松本社外監査役)を含む社内調査チームを設置して全 容解明に受けた調査を行っておりましたが、事実経緯についてさらに詳細を調査する必要が あること、そのような調査に基づき過年度の会計処理に与える影響も精査をする必要がある ことから、外部の弁護士・公認会計士を含む調査委員会を設置し、その調査結果を開示する ことと致しました。

4. 調査委員会の目的

- (1) 今回の事象に関する事実関係の調査
- (2) 本件の他に同様の事象が存在しないかの調査
- (3) 今回の事象により発生した損害額に関する会計処理方法の提言
- (4) 今回の事象が発生した要因と再発防止策の策定・提言
- (5) 関係者への責任追及、及び処分に関する提言

5. 調査委員会のメンバー

委 員	能勢 元	公認会計士 (税理士法人東京フィナンシャル会計事務所 統括代表社員)
委 員	高谷 裕介	弁護士 (二重橋法律事務所パートナー)
委 員	楠原 正人	当社常勤監査役
委 員	藤戸 久寿	弁護士・当社社外監査役
委 員	松本 幸夫	当社社外監査役

- ※ 調査委員会の委員長につきましては、10月5日に開催される第一回調査委員会にて決定 致しますので、決定次第改めて開示させていただきます。
- ※ 上記の他、調査委員会には必要かつ十分な調査補助者を置くものと致します。
- ※ 証拠に基づく事実認定と法的評価の必要があること、また、内部調査の客観性・中立性を 可能な限り担保する必要があることから、当社監査役3名のほか、外部の弁護士・公認会 計士をそれぞれ1名ずつ調査委員会メンバーに加えております。
- ※ 本調査委員会には当社監査役も委員として参画しておりますが、これは本調査委員会を 設置するまでの社内調査により、本件事案に現任の取締役が関与する組織的な不正行為 はないことが判明しているため、監査役が参画することで調査の公正性が阻害される恐 れはなく、むしろ、外部の専門家委員の知見を活用しつつ、既に本件の社内調査チームの 下で調査を進めていた監査役3名が本調査委員会に参画することにより、調査の迅速性・ 網羅性を確保できるものと判断したことによります。
- ※ 楠原監査役は、平成 27 年 3 月 31 日より当社常勤監査役として就任しておりますが、監査役就任前に当社又は当社子会社の取締役および従業員であった経歴はなく、社外監査役としての資格を有する者であることから、当調査委員会に参画することによる、調査の公正性が阻害される恐れはないと判断しております。

6. 調査のスケジュール

平成27年10月5日 調査委員会設置

調査委員会は、厳正かつ徹底した調査を行い、平成27年12月期第3四半期報告書の提出期限であります平成27年11月16日までに当社が同報告書を提出できるよう、調査及び報告を完了する予定です。

株主および取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛け致しますことを 深くお詫び申し上げます。

以上